

『菟玖波集』付句の当座性について

岩 下 紀 之

1

文和二年六月六日、後光厳院は二条良基の押小路亭に行幸、ついで比叡山に向かった。十三日には美濃国垂井に着き、やがて小島の土岐頼康の館を行宮とした。美濃行幸の先例は靈龜三年九月、元正天皇の御代にある。奈良時代の初期、壬申の乱の記憶が残るころで、勝利した天武・持統の直系の孫にあたる元正天皇にとって、この旅は何の不安もないものであった。『統日本紀』によると、当耆郡多度山の美泉の水は、

自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛处、無不除愈、在朕之躬、甚有其驗。又就而飲浴之者、或白髮反黒、或頰髮更生、或闇目如明。自余痼疾、咸皆平愈。

ということ、はなはだ靈驗があつた。これを機に、靈龜を養老に改元した吉例である。

しかし今度の後光厳院の行幸は、南朝軍に都を追われ、院を奉ずる足利義詮の軍は敗走し、近江坂本からの途次、足利方の重臣佐々木秀綱が討死するという危険な旅であった。美濃守護の土岐頼康は居城の小島に一行を迎え、鎌倉に居た足利尊氏に西上を促す。遅れて美濃にやって来た二条良基は『小島のすさみ』¹⁾を著し、この事件の経緯を書き留める。さて『菟玖波集』²⁾には、この美濃行幸において詠まれた句が二句収録されている。

文和二年六月世間静かならぬ事有て美濃国をしまといふ所行宮にて侍けるに同七月彼所にて連歌し侍りしに
をしまのさとはた、松の風と侍に

一六四四 旅に有みの、を山のうき秋に 関白前左大臣

おなし所にて

まちえて見るは旅のたまつさ

一六四五 鴈のなくほとは雲ゐの都より

作者関白前左大臣は二条良基その人であり、詞書にも句にも地名等が明記され、興行の事情は明確である。一六四四の前句は、美濃にちなんで『新古今和歌集』³⁾一六〇一の後京極摂政の

人すまぬふはの関屋のいたびさしあれにしちはまだ秋のかぜ

を取り、「小島」の地名を詠む。付句はこの地名に対して「美濃のを山」と歌枕で応じ、また、「旅にある身」と「美濃」の懸詞をきかせている。一六四五では、『拾遺和歌集』四七〇、『伊勢物語』十二段の、

わするなよほどは雲ゐに成りぬともそら行く月の廻りあふまで

を取り、都人との再会を願う気持が込められているのであろう。いずれも和歌の優雅な修辭法を使いこなして、この行幸の切なさを歌いあげている。

ところで、この二句が詠じられた一座の連衆はどのような人々だったろうか。『梵灯庵主返答書』⁴には、

棋政殿は人の御点を申とて、夜深く門を扣なとするにも、やかて内より連歌を詠吟ありて、殿上人に紙燭をさ、せて御出ありし也

と伝えている。尋常ならぬ連歌への執心であるが、しかしこの美濃ではそうはいかなかつたらしい。『小島のすさみ』⁵には、いなか人は連歌などいふことをこのむものにて、点など方々よりおほく申侍しかど、みなむつかしうて返しぬ。

とあり、美濃のいなか人にはそつけない態度で臨んでいるようである。この行幸は不意の出来事で、美濃現地に周到な用意があるはずもなく、撰閲家の貴族と土地の人々とが一座するような連歌の席は考えにくい。北朝の廷臣達が興行したのであろう。彼らにとって、この小島での滞在はまさに「うき秋」であり、「旅の玉章」がよき音信をもたらすことを希望していたであろう。小島の里の人々との交歓を示す句が詠まれる情況ではなかつたのである。

ところで、一六四四の前句と付句では、二個所の地名が詠みこまれている。「美濃のお山」は古来の歌枕で、特にここに論ずるまでもないが、「小島の里」は他には見当たらないように思われる。管見による限りでは、『ふち河の記』⁶に

芦かきのまちかき跡を尋ても小嶋の里にみゆきやはせぬ

の一首を検したのみである。この記は、一条兼良の応仁の乱を避けた時の紀行文であり、兼良は実の祖父二条良基の文和の小島滞在を念頭に置いていたと思われる。この地を和歌の題材とするのは、一般的なことではなく、百韻が興行された当座の眼前の景を詠じた句が、『菟玖波集』の羈旅の巻に採用されたのであった。

2

美濃国は、鎌倉時代後期には北条氏一族が守護を務めていたが、もともと美濃源氏が国中に蟠踞していたと思われる。北条政権の崩壊の後、美濃源氏の中心をなす土岐氏は守護職を獲得し、土岐頼貞、その子頼遠、頼遠の兄頼清の子頼康の順に継承されたという。⁷⁾土岐頼遠については、光厳院の行列に狼藉をはたらいたため、康永元年十二月に誅せられたこと、しかるに、延文四年成立の『新千載和歌集』恋・一七四二に、

たれに猶忍の山のほととぎす心のおくのことかたるらむ

が採られ、以後、新拾遺、新後拾遺にも一首ずつ入集した勅撰歌人であることが知られている。実は頼貞、頼康と三人とも勅撰歌人であつて、土岐氏の歌人としての実績は顕著であり、狼藉事件が例外的な出来事であつた。

後光厳院一行を供応し、事態の沈静化の後、都へ送り返したが、『小島のすさみ』⁸⁾には、

たる井の頼宮は当国の守護頼康、うけたまはりてつくりまうく。黒木の御所、小柴垣などゆひわたして、かうくしく、廻立殿・大嘗宮などの心地ぞせし。

とあり、充分のとりあつかいできたものと見える。

さて『菟玖波集』の卷十四・雜三

君か御幸は名こそ高けれ

一四二八 これもまたも、しきなりし小嶋山 源頼康

とあるのは、後光厳院の美濃行幸と、我が居城での滞在を無上の光栄として、誇らしく詠じたのであるが、これもどのよ
うな一座での作と考えるべきであろうか。

戦いに明け暮れる武士にとつて、自分に忠誠を尽す人々との団結は何よりも大切なことである。いろいろな日常の行事にあつても、一族や家臣団との交りに細心の注意がはらわれたに違いない。南北朝から室町時代にかけて、守護大名の主催する連歌懐紙がいくつか伝わっている。永徳二年正月廿二日の今川了俊の千句第五百韻^②、寛正四年三月廿七日の細川勝元の百韻^①などであるが、連衆を見ると、主人と一門衆、あるいは家臣達の集まりに、指導役として専門の連歌師が加わる、という形である。了俊の座には、連歌師らしき者はいないようであるが、それは了俊自身が一流の作者で、他に指導者の必要がなかったのであろう。土岐頼康の一座も、こうした一門衆、重臣達の参加した会席であつたろうし、彼らこそが後光厳院の一行のため、さまざまな役割をはたし、都への帰還の準備をしたはずである。そのような一座で、「これもまたもしきなりし小嶋山」と詠みあげられた時、一同は深い感動を共有したことであらう。なお、「なりし」と過去形で詠

まれているが、『菟玖波集』は延文元年ごろには編集が終わろうとしていて、その三年前が美濃行幸の年であり、土岐頼康主従の記憶はまだ鮮烈なはずである。こうして、この句も、いわば眼前に小島の地を据えた当座の句と考えることができる。

連歌がこのように盛んに詠ぜられ、作品が手元に蓄積されていた時、『菟玖波集』の撰が行なわれたのであるから、一般の作者達に入集の希望があつたに違いない。こういう人々は、撰者の手元に自分の句集を届け、しかるべき運動をしたものと思われる。『菟玖波集』に対する小槻量実の句集、『新撰菟玖波集』に対する相良為統や宗友の句集は、現存する例なのである。撰者は、それらを資料として、適当な句を選び、大きな撰集を編んでいった。良基は土岐頼康の女との間に、次男師嗣を延文元年に儲け、三男経嗣も延文三年に生れている、という姻戚の関係が存在していた。また頼康はこの当時美濃・尾張両国の守護を兼ね、後には伊勢をあわせた三国の、それも隣接した諸国の守護を務める有力な大名であつて、こういう実力者の句を入集させることにも政治的な配慮を見ることができるとは言うものの、美濃への行幸の記憶は当時なお鮮明で、頼康の句は撰者にも感銘を与える作であつたろう。なお、その時の関係者に勅撰歌人は多いが、行幸の際の歌は勅撰集には見当らず、『菟玖波集』の三句が、往時を伝えるのみである。

以上、この三句が、当座の景を詠み込んだ句になっていることを述べたが、さらに具体的には、この当座性は、ある特定の出来事を、特定の個人が感慨をもって詠んだものと定義づけておきたい。ところが、連歌付句においてこのような詠みぶりは異例の事態なのであった。島津忠夫氏の一文を借りてみよう。¹⁾

連歌は発句と脇句を除いては、その当座の状況に左右されるものではなく、ただ前句に表現された世界を展開してゆくのである。

右はまことに至言であつて、現に宗祇の句集を見れば『老葉』『下草』には付句に一切の詞書は存在せず、連歌興行の場と付句の間に何らかの関連性を窺わせる句も皆無である。このことは、『竹林抄』、肖柏・宗長・基佐の句集においても変らない。とすれば、付句における当座性は、『菟玖波集』の特徴と見なすことができるのである。

3

集の有力作者の一人、足利尊氏には、次の句がある。

こえし関こそ遠き山なれ

一六五四 足柄の麓のみちは竹の下

前句は何やら人生を暗示するような旅の句であるが、付句は二つの地名で応じている。そのうち、足柄は古来の歌枕で、万葉以来詠みつがれてきている。竹の下のほうはそうではない。鎌倉時代の紀行文『海道記』の作者はここに泊つているが、和歌に詠んではおらず、『東関紀行』『十六夜日記』の作者達は、足柄ではなく箱根を越えたため、竹の下の名は記されていない。つまり、ここは言及しなければならぬような土地ではなかった。

しかし、勅撰集には次の三首が見える。『統拾遺和歌集』

平 長時

七〇六 あしがらの山のおもとに行暮て一よやどかる竹の下みち

『風雅和歌集』

前中納言為相女

二二七 あしがらの山の嵐のあととめて花の雪ふむ竹のしたみち

藤原 頼成

九〇七 ふかき夜にせきの戸いでてあしがらの山もとくらき竹の下みち

ここを詠んだ歌人達の共通点は何か。まず平長時は北条氏で、『尊卑分脈』にあたると、「哥人 宝治元七六上洛北方」と見え、執事にもなっている。この北方は六波羅探題北方で、東海道を上った経験もあるうが、なにより北条一門である以上、相模と伊豆は本拠地で、箱根・足柄をよく知っていたに違いない。また冷泉為相も鎌倉に住居を持っていた人であるから、その女も東海道を往還した経験があつたか、父為相の話を聞いたりした可能性がある。藤原頼成は勅撰集にはこの一首が採られただけの人であるが、『藤葉和歌集』に

題しらず

藤原頼成上杉藏人入道

五三三 なにとただ涙ばかりはのこるらん人はとまらぬ袖のわかれに

と見え、上杉氏の一人であつた。これも『尊卑分脈』には、上杉頼重の子として記され、足利尊氏の母清子の兄弟であるから、尊氏の伯父にあたることになる。「延政門院藏人……法名性基」とあつて、上杉藏人入道と呼称されてもおかしくない。とすれば、上杉氏の武将として各地を転戦した人で、細かな経歴は不明ながら箱根・足柄を何度も越えた経験があつて当然である。こうして、この三首の竹の下は、この人々にとって実景であり、新しい題材として和歌に詠まれたのであ

る。尊氏も東海道を往復した人であり、竹の下は親しい地であつたはずである。しかし、以上述べたことなどは、この連歌の連衆にとつて、ほとんど意味のない考証であらう。

建武二年七月、北条高時の遺児相模二郎時行は鎌倉に入り、足利直義を追い払つた。足利尊氏はこれを征すべく征夷大將軍に任ぜられること望んだが、後醍醐天皇は許さなかつた。尊氏は命を待たず出発し、八月時行を破つて鎌倉を確保、そのまま動かず。上洛の命に応じない尊氏を討つべく、天皇は尊良親王、新田義貞らを派遣する。以後東海道の足利軍を破つて、鎌倉を目指す。十二月十一日、尊氏は竹の下に官軍を迎え撃つて、大いにこれを破る。これが竹の下の合戦であり、尊氏麾下の諸將を『太平記』¹²⁾は次のように書き記している。官軍との戦いをためらう尊氏ではあるが、

足利尾張右馬頭高経・舎弟式部大夫・三浦因幡守・土岐弾正少弼頼遠・舎弟道謙・佐々木佐渡判官・赤松雅楽助貞則、
「加様二目クラベシテ、鎌倉ニ集リ居テハ叶マジ、人ノ事ハ兎モ角モアレ、イザヤ先竹下へ馳向テ、後陣ノ勢ノ著ヌ
先ニ、敵寄セバ一合戦シテ討死セン。」トテ、十一日マダ宵ニ竹下へ馳向フ。

と、先陣の諸將を示し、尊氏自身は、

夜已ニ明ナントシケル時、將軍鎌倉ヲ打立セ給ヘバ、仁木・細河・高・上杉、是等ヲ宗トノ兵トシテ都合其勢十八万
騎竹下へ著給ヘバ、左馬頭直義六万余騎ニテ箱根峠へ著給フ。

と、諸將を伴つて出陣する。官軍は敗北し京へ逃げ帰るのであるが、要するに新田・足利の決定的な合戦が、竹の下で行なわれ、尊氏の指揮下で戦つた斯波（足利）高経以下、土岐・佐々木・赤松・仁木・細河・高・上杉らはやがて一軍を率

いて全国各地を転戦し、足利幕府を創業してゆくことになる。この戦いに敗北を喫したとすれば、尊氏以下の人々はこの命を殞すこととなり、もちろん持明院統の皇位は回復せず、二条良基の摂関在任は疑わしく、『菟玖波集』の企画もなかったやもしれない。どのような一座でこの句が詠まれたかは不明であるが、この戦場で尊氏と運命を共にした人々が、もし百韻の一座でこの句を耳にしたならば、当時を回想して深い感慨を覚えたに違いない。『菟玖波集』撰者の側の人々も、二十年前の合戦を想起してこの句を採ったのであろう。こうして、この句も、具体的な事件をその当事者が詠んだ当座の句と考えることができる。

次の例は、出陣の前に興行されたものであろう。

にしの国しつかならずきこえ侍しころ常在光院百韻の連歌に

やかておさまる御代の国く

一八五〇 た、てはや西の海には浪もなし

尊氏の経歴中、西国の戦乱をどれとも判断しかねるが、席上この句を詠み上げ、連衆の戦士達の闘志を高め心を一つにして西国へおもむいたことであろう。ついでに『風雅和歌集』のこの歌をとりあげてみよう。

世中さわがしく侍りけるころ、みくさの山をとほりておほくらたにといふ所にて

前大納言尊氏

九三三 いまむかふ方はあかしのうらながらまだはれやらぬわがおもひかな

これもどの戦いに際しての歌か確かめるのは困難だが、出陣にあたって詠んだことは共通している。古典的な歌枕「明石」を活用し、「はれやらぬわがおもひ」を対照的に引き出して確実な力量を発揮している。けれども他者に対し戦意を昂揚させる働きはなく、自らの感慨をつぶやく体ものものになっている。一方連歌はあくまでも座の文芸で、西国の平定を予祝し、戦士たちの連帯感を高めることもできるのである。

ところで、足利尊氏のような人物が出座したとすれば、その威風は会席を圧していたことだろう。その彼が、個人的感慨を表出した句を詠めば、それはそのまま一座の雰囲気支配し、あたかも美濃行幸や竹の下合戦のような大事件にも似た存在感を持つようになる。

源のきよき流れは末久し

一八一四 いまもさかゆる家は此家

この前句の作者は単なる挨拶として源家を讚美したのであるが、尊氏自身がこのように堂々と応答すると、そこに征夷大将軍源朝臣尊氏その人がありありと現われてきて、普通の連歌の題詠風の抽象性は消え失せてしまう。

夜は長くよはひの末はすくなく

一四三六 おもひてはありあらましはなし

前句はよくある述懐の句であるが、尊氏がこのように付けると、一座は戦乱を勝ち抜いた尊氏にしてこのような感慨があることになったことであろう。

そのたのしみの数はおほえす

一三九四 四の時の花ほとときす月雪に

百韻において一座何句の制限のある景物をこのように一句に詠み込むのはあまりに乱暴で、傍若無人のふるまいである。初心者の句であれば執筆の指導のもと、返されてしまうところである。これを入集させることは、それ自体尊氏の威勢を示している。

以上尊氏の句をいくつか検討してみた。特定の出来事を、特定の個人が感慨をもって詠んだものを当座性と考えてきたが、この出来事というのは誰かふさわしい個人、ここでは尊氏の如き人物をもっておき変えることができるということである。

4

集中救済について第二の作者は二品法親王である。梶井宮尊胤法親王のことであるが、後伏見院第四皇子、光厳院・光明院の弟で、天台座主を何度か務めた人物である。この尊貴な皇族が連歌に熱中し、盛んに会席を催している。ここに一座する人々は全員尊胤の身分を承知して席に着いているのであるが、そこでこの皇子は自らの境遇を詠むことを好んでい

竹におや子の名やしらる覧

一五三二 かすならてのこるふしみのあとながら

ここでは数ならでと謙遜しつつも、自らの血統とそれに伴う自覚をいうのであろうが、生身の人物が百韻の平句に出現している。

灯の猶ものこりて長夜に

六八〇 つきせぬ法は我山にあり

塵にましはる鼠こそあれ

六一二 我山にこれもあかむる神のうち

ここでは前句の灯を延暦寺の不断の灯明にとりなして、仏法の興隆を述べ、あるいは、誹諧的な前句の鼠を比叡山の守護神の石柱に詠み替えるなど、達者な腕のさえを見せる句になっているが、「我山」とは法親王の天台座主在任の事実をあらわに示しているよう。

いのるこゝろは上と中下

六二八 三世かけてつかへし夜居の身もふりぬ

実際に宮中の夜居の僧として勤務したかどうかは確かめようもないが、延暦寺の僧として鎮護国家の祈りを本務とした尊胤にとって、このように詠むのは実感のあることであつたらう。これらはいずれも法親王個人のことがらをあらわに詠んでいて、当座の感興のおもむくまま、自然に口を衝いて生まれた句であつた。しかし、連歌の付句におけるこのような詠み方は、ある意味ではあまりに奔放とも言えるもので、後には見られなくなる。

『新撰菟玖波集』作者に二品法親王堯胤がいる。入集句数は五句にすぎず、さしたる作家とは言えないが、伏見宮貞常親王の子で、後花園院猶子、梶井宮で天台座主に任じている。この立場は尊胤法親王と同等のものと言えよう。しかし作風は大変異なっている。堯胤法親王の句は全五句に過ぎず、ここに列記してみよう。¹³⁾

風の声をさゝにのみや残るらむ

八六八 み山の月におつるあさつゆ

袖には春もわかぬわひ人

一九六〇 我なみたなにゆへ月にかすむらむ

いまは身の命をかくる物おもひ

二〇〇八 こゝろにむかふゆふくれの雲

あはれのかすをつくす秋かせ

三二二 露の世やゆふへくうつるらむ

うたかひのあるはまことのあるにゝて

三五四八 なにかたちのこゝろとか見む

ここには個人的なことから一切あらわれず、宗祇時代の標準的な詠みぶりに終始している。もちろん尊胤法親王の入集句は九十句にのほり、個人的な感慨をあらわに詠んだ句は例示した四句程度なのであるが、堯胤法親王の句を同じだけ集めても、やはり標準的な句のみを詠んでいたものと推定する。

以上良基・尊氏・尊胤と、最高の身分階層に属する三者の句を見てきた。それでは、救済のような身分の人にも、このような例は考えられるだろうか。大きな歴史的事件に能動的にかかわることも、個人的な決意表明、感慨といったものが、一座を動かすといったことも、ともにありそうもない。しかし、大事件を見ながら家で連歌を興行することはできたのだ。た。

歴応四年、春日神木宇治に遷らせ給ひしに、帰座有へきよしきこえし比、救済法師家の百韻連歌に

宇治の都の秋をこそとへ

四一六 春日野の月にや鹿の帰るらむ 性遵法師

春日神木の動座事件は歴応年間の大問題であった。歴応二年十一月に発端があり、翌年の正月からさまざまの朝儀が中止を余儀なくされている。この頃の記録では『師守記』が最もよく事態を伝えているが、十一月九日に、

今夜春日神木御坐移殿云々

とするのから始まって、正月の節会以下のことを記録する。同六月廿日には

今夜亥剋許、神木御帰坐本殿云々、神妙く

とあって、一件落着かと思いきや、十月廿三日、再度神木は木津に移される。これ以後は「師守記」の記事は断続的になるので、「大日本史料」所引の諸書を追って行くと、暦応四年八月十九日に神木の帰座の記事を見る。「菟玖波集」の句は、救済や性違といった連歌師の目から見た事件の反映である。その一方公家日記の諸記載は、日付を追って推移を伝えるか、彼らの関心は、かかる際の朝儀の前例であって、神木動座の原因は筆にしない。それについては、「春日神社文書」に「西阿已下凶徒」に関する文言があり、この事件は南朝軍との合戦の一こまであったことがわかる。暦応四年八月十九日の西阿没落をうけ、神木の帰座となり、事件は終熄したようである。

勅撰集には以下の三首がある。

【風雅和歌集】

二二〇四 三笠山くもゐはるかにみゆれども真如の月はここにすむかな

二二〇五 よの中に人のあらそひなかりせばいかにこころのうれしからまし

このふたうたは、暦応三年六月の比、春日の神木やましなてらの金堂にわたらせ給ひける時、つげさせ給ひけるとなむ

【新拾遺和歌集】

一三八一 榊葉の枝にやどかます鏡くもりあらせでかへる道かな

此歌は暦応四年春日神木宮におはしましける時、託宣御歌となむ

このように、勅撰集には春日の詠宣の歌を載せ、公家日記、春日神社側の文書、連歌師からの反応、と、四方面から神木事件を見ることが出来る。

当時の連歌が同時代の世間のありさまをとりあげていることを見てきたが、最後に救済の一句を考えてみたい。

旅のあそひは舟にても有

六二〇 土佐にます神のまつりのことしにて

この句は『文和千句』第二百韻の五〇・五二であって、前句作者は成種である。千句とは字句の異同がなく、「ことしにて」は「今年にて」の意味となろう。土佐の神は上代の古記に見える一言主尊のことだと思われるが、『文和千句』が興行された文和四年に例祭が行われたのであろう。都にまで、そのおもむきが伝わっていたか、あるいは都でも勸進が催されたというような事情があつて、この句が詠まれたものと考ええる。現存の史料にこの祭礼のことは見当たらないようであるが、むしろ救済の句を拠として、史実と認定すべきなのであろう。

* * *

以上種々の句を眺めてきた。『菟玖波集』の付句の中には、集全体から見ればそれほど多くはないものの、連歌の会席の当座の状況を詠んだ句が存在する。しかし、『竹林抄』『新撰菟玖波集』ではその種の句はまず見当たらない。とすれば、そのような句を排除し、ひたすら前句の世界にのみ沈潜して句を作るところに自らを純化してきたのが連歌の歴史と言えるのではないか。言い替えれば、その過程で排除されるはずの不純なものを、『菟玖波集』はまだ保持していたのである。

ところが、実際の連歌会席で、親しい連衆がおたがいの状況・事情を連歌百韻に一切反映させないなどとはおよそ考え

にくいことである。たとえば伏見宮における後崇光院の一座において、宮家祝言の句、あるいは宮家の周辺の宇治・木幡・深草・伏見などの地名が頻出することを位藤邦生氏は指摘^⑩される。また、これほどあらわでなくとも、一座の人々の間で暗黙のうちに伝わる当事者同士の会話といった句もあつたであろう。こういう句群から撰集にむけての資料をまとめる時、あるいはさらに集そのものへの採否を決定する時、これら当座の状況を反映した付句はどのように取り扱われたのか。ここにおいて、新旧両『菟玖波集』は途を異にしたのであつた。

注

- (1) 以下本稿では福田秀一・大久保甚一著『小島のすさみ全釈』を使用。
- (2) 金子金治郎著『菟玖波集の研究』所収本による。
- (3) 以下勅撰集はすべて『国歌大観』による。
- (4) 古典研究会叢書別刊第四『梵灯庵主返答書・百韻連歌集・歌道聞書』六六〜六七ページ。
- (5) 同書一四二ページ。
- (6) 群書類従第十八輯六三九ページ。
- (7) 佐藤進一著『宝町幕府守護制度の研究』上・一七八ページ以下。
- (8) 同著一三〇ページ。
- (9) 伊地知鐵男著作集Ⅱ所収「今川了俊一座の千句、第五百韻の一巻」
- (10) 中世文学会平成十六年度春大会の鶴崎裕雄氏発表による。
- (11) 鳥津忠夫著作集一所収「中世文学史論」三八六ページ。
- (12) 日本古典大系本『太平記』二・五八ページ以下。
- (13) 『新撰菟玖波集』は貴重古典籍叢刊所収本による。
- (14) 『春日神社文書』第一巻二二一ページ。

(15) 『大日本史料』同日条。

(16) 『連歌と中世文芸』所収「後崇光院と伏見宮連歌会」二四二ページ、二五〇ページ。

(文学部・文学研究科教授)